平成２７年（フ）第３１０５号
兵庫県西宮市神園町８番33号
債務者　村上　雅一
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮岡　恒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４号
大阪府岸和田市野田町２丁目11番７号
債務者　田中　俊三
1　決定年月日時　平成27年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
岡山市北区平野807番地13
債務者　矢田　正人
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８１号
高知市竹島町157番地27
債務者　松岡　昌光
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　参田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４５４号
大阪府泉南郡岬町淡輪2835番地の１
債務者　川島　政倫
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４７号
三重県名張市東田原2612番地53、前住所三重県名張市さつき台１番町196番地
債務者　越間　　浩
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１９９号
函館市湯浜町13番11―201号
債務者　竹市　悠理（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６２号
岐阜県安八郡安八町中須235番地の１
債務者　矢野　景子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
和歌山県日高郡みなべ町東吉田53番地１
債務者　森本　麻美
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１３３号
釧路市愛国東１丁目24番13号　マルショウハイツ３号室
債務者　若山　景子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２５５６号
大阪市淀川区田川３丁目３番24号
債務者　三原　美晴
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０１４号
大阪府交野市倉治５丁目３番21―４号
債務者　二瓶　博之
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５５号
大阪府八尾市跡部本町１丁目４番35―103号
債務者　尾野上　等
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５６号
大阪府八尾市跡部本町１丁目４番35―103号
債務者　尾野上正子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０８２号
大阪府寝屋川市音羽町17番２号
債務者　小林　琢哉
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２６号
大阪市城東区関目２丁目18番102―301号
債務者　上田　順子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３０５号
大阪府箕面市如意谷３丁目７番H―208号
債務者　溝淵　未樹（旧姓鷹井）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部